

令和8年3月2日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

かかりつけ医機能報告制度におけるG-MISの入力について

平素は本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり日本医師会より情報提供がありました。

今般、厚生労働省より、かかりつけ医機能報告制度において院内掲示の有無を「無し」、また一次診療を「該当なし」と報告していることにより、かかりつけ医機能の1号機能の有無が「無し」と判定されている医療機関が多くみられるとの情報提供がなされたとのことです。

院内掲示については、G-MISで報告を行った後に報告内容が印字された院内掲示用の帳票を印刷し、その後遅滞なく院内掲示を行っていただければ、院内掲示の報告を「有り」として報告することが可能とされています。また、1号機能は「日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能」であり、ほぼすべての医療機関が何かしらの一次診療をご対応いただいているものと思われま。

つきましては、既にかかりつけ医機能報告を済まされた医療機関におかれても、G-MISを通じた内容の修正は可能と伺っておりますので、特に1号機能が「無し」と判定された医療機関におかれては、報告した内容を再確認いただきますようお願いいたします（紙媒体で提出された場合の対応等、もしご不明な点があれば、以下の大阪府問い合わせ窓口へご相談ください）。

本件に関して、貴会におかれては既にご了知いただいていることと存じますが、改めて貴会会員へもご周知くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

■ 1号機能を有する要件：

1号機能のうち、以下の報告事項のすべてを「実施している」あるいは「実施できる」こと

- 「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示による公表をしていること
- 17の診療領域ごとの一次診療の対応可否の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること
- 医療に関する患者からの相談に応じることができること（継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む）

■ 《参考》問い合わせ先：

大阪府医療機能情報提供制度及びかかりつけ医機能報告制度定期報告事務局

(大阪府委託先：株式会社広済堂ネクスト)

【メール】 teikihokoku@kosaido.co.jp

【電話】 06-7777-6791 [平日 9:00 ~ 17:30]

【備考】 令和8年3月23日(月)まで問い合わせを受付

※大阪府外の医療機関に関しては、開設している都道府県へお問い合わせください。

【事務局】大阪府医師会

制度に関すること(地域医療課) 06-6763-7012

研修に関すること(学術課) 06-6763-7006